用途地域別の建築物の用途制限の概要

各用途地域における住居の環境の保護や、商業・工業などの業務の利便の増進を図るために、建築することができる建築物の 用途については、次のとおりの制限が行われます。

	用途については、次のとおり	の制限が行われます。															
			第	第一	第	第二種·	第	第	準住居	近隣商	商	準工業	Ţ	Ţ			
			種	二種	種	— 種	種	五	任屋) 海	業地	業	業地	業専			
サアミカス田全			低層住	低	中	俚中高層住居専用	性住居地	第二種住居地	地 域	削業	域	地域	域	用地			
				層	中高層					業地							
				低層住居専用地	住居中	層 片	地域	地域		域				域	備考		
建てられない用途						居	13%	13%									
、、、、、面積、階数等の制限あり						専											
			用地域	地	用	用											
			现	域	地域	地 域											
					36	>6											
/÷ =				\vdash													
	3、共同住宅、寄宿舎、下宿																
兼用	日住宅で、非住宅部分の床面積が、50m以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの														非住宅部分の用途制限あり		
	店舗等の床面積が150㎡以下のもの														: 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び		
_	店舗等の床面積が150㎡を超え、50	00㎡以下のもの													建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階		
占舗	店舗等の床面積が500㎡を超え、1,5														: に加えて、物品販売店舗、飲料店、 損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引 等のサービス業用店舗のみ。2階以下 :2階以下		
部等	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、	3,000㎡以下のもの															
٠,	店舗等の床面積が3,000㎡を超え、	10,000㎡以下のもの															
	店舗等の床面積が10,000㎡を超える														:物品販売店舗、飲食店を除く		
	事務所等の床面積が150㎡以下のもの																
事	事務所等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの														-		
務	事務所等の床面積が500㎡を超え、														. 07th N T		
所															∶2階以下 		
等	事務所等の床面積が1,500㎡を超え	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *															
	事務所等の床面積が3,000㎡を超え	. るもの															
ホテ	ル、旅館														:3,000㎡以下		
遊戯	ボウリング場、スケート場、水泳場、	ゴルフ練習場、バッティング練習場等													:3,000㎡以下		
施	カラオケボックス等														:10,000㎡以下		
設	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬	投票券発売所等													:10,000㎡以下		
風俗	劇場、映画館、演芸場、観覧場														:客席200㎡未満		
施設	キャバレー、ダンスホール等、個室化	计沙提等													:個室付浴場を除く		
	幼稚園、小学校、中学校、高等学校														・旧主い石場ではく		
//\																	
公共	大学、高等専門学校、専修学校等																
施設	凶音貼守																
病	神社、寺院、教会等																
院																	
	公衆浴場、診療所、保育所等																
学	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等																
校等	老人福祉センター、児童厚生施設等														:600㎡以下		
	自動車教習場														:3,000㎡以下		
	単独自動車車庫(附属車庫を除く)														:3,000㎡以下 2階以下		
															:600m 1階以下		
	建築物附属自動車車庫	住の4/2川下かっ供老棚に与来る問題	-		_ 🗁	##~	番をもっ	 		70	11-#	1175 +	- 11		:3,000㎡以下 2階以下		
	については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限 倉庫業倉庫				— <u>4</u>	地の	郑坦	기신년	- フレ	し万	川に市	リP民 の	ソ		:2階以下		
	畜舎(15㎡を超えるもの) パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作		=												:3,000㎡以下		
															: 原動機の制限あり、2階以下		
_	業場の床面積が50m ² 以下			L			L	L		_			_	L	・ いいまかいなくと 山からな ひとり、 とり日かく ト		
工場	危険性や環境を悪化させるおそれが	が非常に少ない工場													原動機・作業内容の制限あり		
场	危険性や環境を悪化させるおそれが	が少ない工場													作業場の床面積		
倉庫	危険性や環境を悪化させるおそれが														:50㎡以下 :150㎡以下		
	危険性や環境を悪化させるおそれがある工場														-		
等																	
	自動車修理工場														作業場の床面積 :50㎡以下 :150㎡以下 :300㎡以下		
	量が非常に少ない施設																
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の	量が少ない施設													:1,500㎡以下 2階以下 :3,000㎡以下		
	貯蔵・処理の量	量がやや多い施設															
	別版が促進の重	<u> </u>															
	R.J 尼、 2012年	量が多い施設															

本表は、改正後の建築基準法別表第2の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。 詳細な点につきましては建築指導課に直接お問い合わせ下さい。